

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付のご案内

この制度は、児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託を解除された方や、児童養護施設等に入所の方又は里親等に委託中の方への貸付を通じ、円滑な自立を支援することを目的として実施します。なお、一定の条件を満たすことで貸付金の返還は免除されます。

1 貸付対象者及び貸付額（生活支援費・家賃支援費は併給可）

貸付の種類	貸付額	貸付対象者
生活支援費	月額 50,000 円以内 ※在学期間	児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託を解除された方のうち、保護者からの経済的支援が見込まれない方であり、大学等に進学する方若しくは在学している方
家賃支援費	居住地域における生活保護法上の住宅扶助基準額のうち、単身世帯の額以内	児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託を解除された方のうち、保護者からの経済的支援が見込まれない方であり、大学等に在学する方若しくは就職している方
資格取得支援費	250,000 円以内 ※資格取得等特別加算費及び資格取得のための公的援助費を除く額	児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の方又は児童養護施設等を退所した方若しくは里親等の委託を解除された方であって、就職に必要な資格の取得を希望する方

2 利子及び連帯保証人

- (1) 貸付金の利子は、無利子です。
- (2) 原則として連帯保証人が必要です。

3 申請の手続方法

貸付けを申請する方は、次の書類を下記「6 問合せ先・申請先」に提出してください。

- (1) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書（第1号様式）
- (2) 児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等
- (3) 在学証明書（合格通知書）
- (4) 就労証明書（採用通知書又は労働条件通知書等）<家賃支援費、資格取得支援費の申請の場合>
- (5) 取得する資格の内容及び金額がわかる書類<資格取得支援費の申請の場合>
- (6) 申請者の住民票抄本（本籍・続柄が省略のもの）
- (7) 連帯保証人の住民票抄本（本籍・続柄が省略のもの）及び課税証明書
- (8) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱いに係る同意書

4 貸付審査・決定・交付

貸付要領に基づき、審査を行います。

審査により貸付が決定した方に、貸付金を交付します。

5 申請期間

児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、申請可能です。

6 問合せ先・申請先

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当者

電話 019-601-7023 (平日9時~17時)

* 申請様式は、岩手県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。*

<http://www.iwate-shakyo.or.jp/docs/2016122100045/>

